

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル 評価要領

1. 趣旨

本要領は、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務を実施する事業者をプロポーザルで特定するにあたり、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル実施要領に定めるもののほか、最優秀者、優秀者を選定するための評価基準を示すものである。

2. 評価方法

本要領に基づいて第一次審査（資格審査・書類審査）及び第二次審査（業務提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）の２段階で行い、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の審議により最優秀者１名、優秀者１名を選定する。それぞれの審査は、次の各号のとおりとする。

（１） 第一次審査【資格審査・書類審査】

- ① 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- ② 第１次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者には、電子メールで通知する。また、第２次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- ③ 第１次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - ・参加資格及び適格要件を満たしているか。
 - ・必要書類、記載事項が整っているか。

（２） 第二次審査【業務提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング】

- ① 第１次審査で選考された事業者による、審査委員会委員へのプレゼンテーションを行い、最高評価の１事業者を契約候補者とする。
- ② 審査の通知
全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。
- ③ 審査項目と配点
審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目	評価点	評価基準
業務実績	15 点	別表 1
業務実施体制	10 点	別表 1
テーマ別業務提案書	50 点	別表 2
プレゼン等	15 点	別表 3
参考見積書の妥当性	10 点	別表 3

④ 評価基準

各評価項目の評価基準については、次のとおりとする。

別表 1

評 価 基 準 1

評価項目	評 価 の 着 眼 点
業務実績	受託業務の規模や内容を 総合的に評価する
業務実施体制	業務の履行を適切かつ確実に遂行できる体制を備えているか評価する

別表 2

評 価 基 準 2

評価項目	評 価 の 着 眼 点
業務提案書	【テーマ 1】 計画策定の趣旨や課題を理解し、的確な業務実施方針が示されているか
	【テーマ 2】 効果的かつ実現度の高い策定の進め方が具体的に提案されているか
	【テーマ 3】 業務遂行において有効な提案があるか

別表 3

評 価 基 準 3

評価項目	評 価 の 着 眼 点
プレゼン等	分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。能力の高さはうかがえるか。業務に対する熱意、わかり易さ、態度はどうか。質問内容を正確に把握できているか。回答は過不足なく、わかり易いか。
参考見積書の妥当性	見積もりの内容が具体性や体制の妥当性を伴っているか。